

第5次枚方市総合計画について

総合政策部 企画課

総合計画策定の趣旨

総合計画は、地方公共団体の運営に関して、その自由度の拡大を図るため、平成23年（2011年）8月施行の地方自治法の一部改正により策定の義務は廃止され、策定は各自治体の判断に委ねられています。

本市においては、長期的な視点で、総合的かつ計画的に行政運営を推進する必要性の観点から、平成25年（2013年）3月に計画策定の根拠となる「枚方市総合計画策定条例」を制定の上、平成28年（2016年）3月に第5次枚方市総合計画の策定を行い、取組を進めています。

第5次総合計画の基本的な考え方

- ▶ 市民、市民団体、事業者、行政がまちづくりの目標や取り組み内容を共有し、適切な役割分担のもとに行動を起こすことができるよう、読みやすくわかりやすい計画
- ▶ 社会状況等の変化に柔軟に対応しながら、経営的視点に立ち、限りある財源を必要な施策に重点的に振り分ける「選択と集中」の視点を持った計画
- ▶ 取り組みの進捗を適切に検証・評価するとともに、これに基づき、人事・財政・行政改革の基本方針と連動させるシステムを確立することで、実行性を有した計画

第5次総合計画の構成と期間

基本構想

平成28年度を計画始期として、計画期間を設定せず、長期的な視点に立って、本市のめざすまちの姿のほか、それを実現するためのまちづくりの基本目標などを定めます。

基本計画

基本構想の具体化を図るために、平成28年度から平成39年度までの12年間に於いて重点的に進める施策を示すとともに、広く各部門における取り組みの方向や主な取り組みなどを定めます。

また、社会状況等の変化に柔軟に対応するため、取り組みの評価を進める中で、必要に応じて改定を行います。

《 第5次枚方市総合計画の構成 》



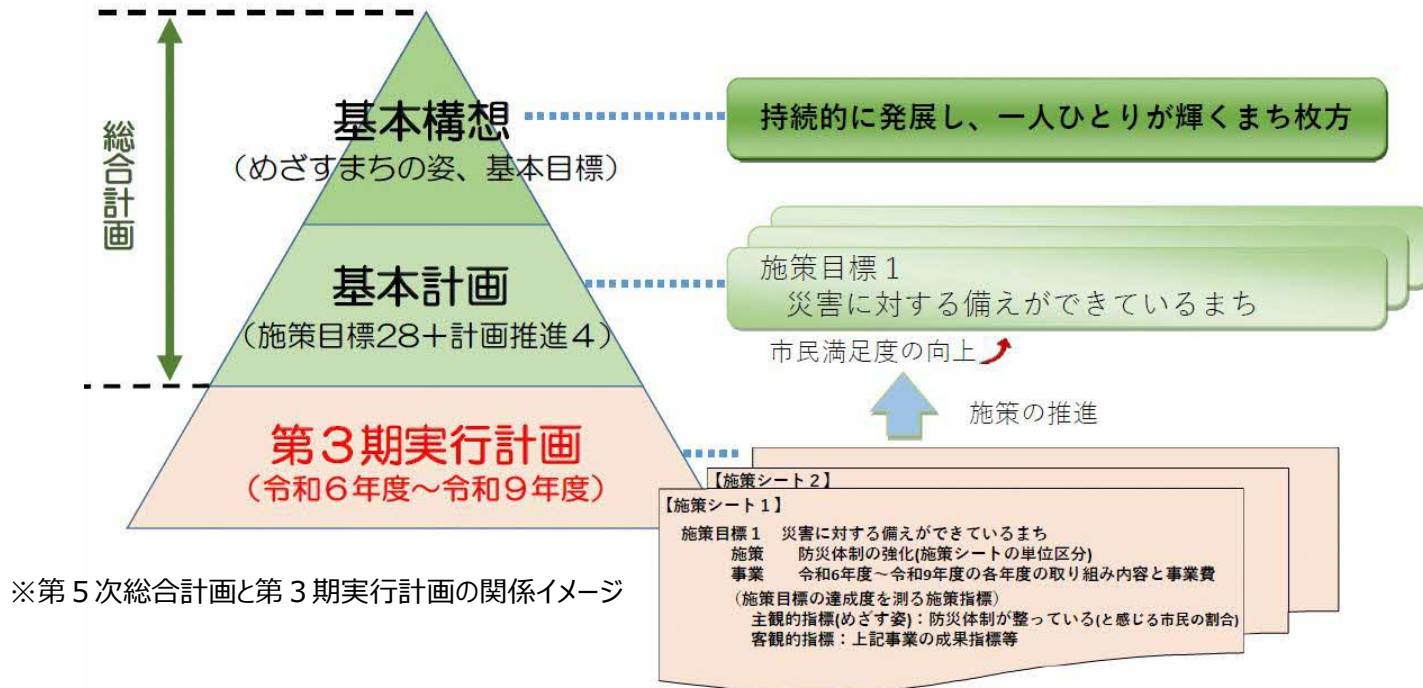
実行計画

基本計画に掲げる重点施策などを踏まえながら、4年間で実施していく具体的な実現計画として実行計画を策定しています。

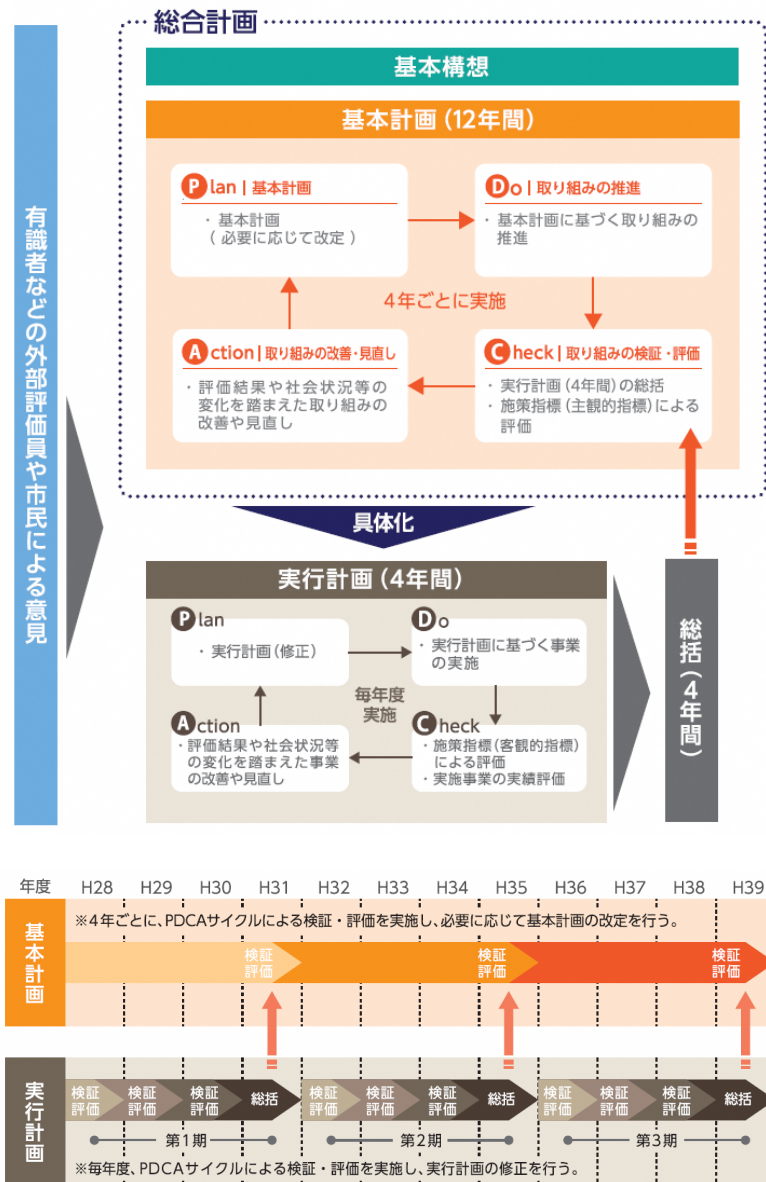
これまで第1期（平成28年～令和元年）、第2期（令和2年～令和5年）と取組を進めてきており、現在は、第3期（令和6年～令和9年）の計画期間中です。

第3期実行計画は、基本計画に掲げる防災、健康、子育て、都市基盤、環境などのさまざまな部門にわたる28の施策目標や、基本計画の推進に向けた基盤づくりとなる4つの計画推進を具体化していくための施策で構成しています。

施策ごとにめざす姿を設定し、その姿の実現に向けて各施策に位置付ける取り組みを推進することで、市民満足度を向上させ、第5次総合計画に定める『めざすまちの姿』を目指していきます。



施策評価



第5次総合計画の進行管理を行うため、「毎年度の施策評価（以下、施策評価という。）」と「4年ごとの総括評価（以下、総括評価という。）」を組み合わせた施策評価を行っています。

評価のプロセスを公表し、市民への説明責任を果たすとともに、市民と学識経験者からなる枚方市施策評価員による外部評価も取り入れながら、市政運営の透明性確保と市民の市政への関心を高めることをめざし、評価結果を政策につなげています。



次期総合計画の策定に向けて・・・

市民意識調査と第3期実行計画の達成状況の確認により、第5次総合計画全体の総括を行います。

（総括の内容は第2回審議会で報告予定）